令和８年（フ）第２３００号
横浜市泉区和泉町7405番地８　パレスイズミ102号
債務者　佐藤　丈教
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７４９号
川崎市宮前区有馬２丁目11番６―203号　藤和シティーコープ宮前平Ⅱ
債務者　鈴木　千尋
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７７０号
川崎市川崎区昭和１丁目２番３号　フルール105
債務者　伊東　尚美
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３９５号
相模原市南区東林間２丁目20番17号　スターダスト相模301
債務者　傳法　茉結
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４４１号
相模原市中央区矢部３―16―15―２、住民票上の住所相模原市中央区南橋本２丁目５番24―303号
債務者　鎌田ひなの
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４６２号
相模原市中央区矢部２丁目20番18号　グレースハイツ201
債務者　佐々木由佳里
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４６７号
相模原市中央区田名5513番地11　フランブリーズ205号
債務者　太田　愛梨（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４７２号
相模原市中央区中央４丁目８番11号　みらいえ相模原中央
債務者　満田千鶴子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１４９号
新潟県長岡市百束町1602番地、前住所新潟県上越市安江２丁目15番３号　プリマヴェーラ上越　301号
債務者　西山　　栄
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１５２号
新潟県長岡市成沢町604番地
債務者　樺澤　勝広
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第２２７号
愛知県岩倉市東新町燈明庵１番地　岩倉団地37棟402号
債務者　古田　美紀
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第２９号
京都府舞鶴市字南田辺82番地27
債務者　長岡　大貴
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第８２６号
大阪府高石市綾園３丁目５番10号
債務者　坂口　純一
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８９８号
大阪府富田林市高辺台一丁目５番502―504号
債務者　棟重　　透
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９４０号
大阪府富田林市若松町二丁目３番８号（401）
債務者　出口　幸香
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９４７号
大阪府羽曳野市白鳥１丁目１番16―403号　コーポ古市
債務者　辻本　康貴
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５０２号
大阪府和泉市光明台一丁目34番80号
債務者　泉　　淳詞
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係